

ユーロ物置の 取り扱い上の注意

ご使用前に必ずお読みください。





お庭がアートに。 (Magical shed)

EuroShedを設置された皆様のご満足な声。それは庭や住環境が美しく充実することへのご満足感にあります。シンプルなスタイルは周辺の景色を引き立てます。その秘密は、グローバルな物置への価値観が生み出した高張力鋼板とスナップタイトから剛性を得、柱や支柱を排除した構造方式で初めて到達できる独特の設計思想によるものです。

DIYの可能性も高い物置ですが弊社が直接設置工事をさせていただいた100%のお客様からご満足の評価をいただいております。

シンプルな構造方式



屋根や壁のパネルに高張力鋼(High Tensile Strength Steel; HTSS とよばれ、一般構造用鋼材よりも強度を向上させた鋼材)を使っていることで、支柱や梁の部材類を排除して軽量化に成功しています。●軽さや構造方式のシンプルさで組み立て時の労力を軽減してDIYを可能としています。●壁や屋根パネルをドリルネジで接合していきます。強風などにより接合部分が弛緩することがあります。その際はドライバーでネジを増し締めしてください。

設置場所の検討



八丈島における台風被害です。島々では海に囲まれていて厳しい条件であり、お薦めしていません。
(建物で風を遮蔽するなどの対策の上再び設置、今日まで使われています。)

オーストラリアでは小規模な建物の風害を査定する地域が明確に5段階に分類されています。さらに周辺の地形や地表の状況、設置場所の風遮蔽物の有無などを総合的に数値化した上でユーザーやビルダーが適切な設置場所の判断しやすくしてあります。

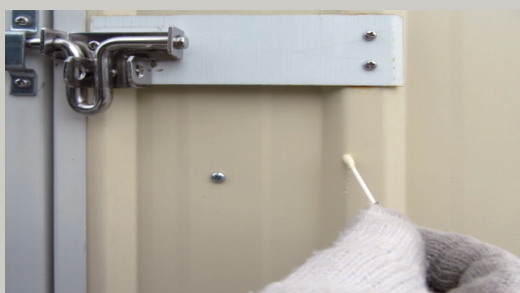
『ユーロ物置®ハンドブック』では、建築基準法による日本各地の標準風速マップをオーストラリアのように手軽に活用できる事を試み、オーストラリアスタンダードによる分類と、日本の情報との橋渡しを試みているので設置前にご参照ください。

購入時のパネルの小さな傷や使用開始後のチャンネル部分の汚れや錆について



ユーロ物置は 僅か210X86X8 (cm)の箱に入っています。海外では陳列された箱から取り出し、ホームセンターから手軽に持ち帰る事ができます。

手軽に運んで据え付けるのがコンセプトです。●部材がタイトに梱包されていますのでパネルにはスナップタイトの爪があり僅かな傷がパネルにつきます。小さな傷が気になる方には、タッチアップペイントもご用意しています。●スナップタイトのチャンネル部品は白色です。淡い色なので汚れが目立ちやすい事やその縁の部分には温湿度や空気中の化学物質などにより錆びや色落ちは短期間で現れますので気になれば拭き取りやペイント作業で回復できます。適応するペイントについては輸入元にお問い合わせください。



雨水漏れ、結露水について



スナップタイトのJチャンネルは、雨どいとして働きます。

高張力鋼板パネルをねじで接続する構造方式は独特ですが風や積雪の影響でネジが緩みます、特に強風を伴う強雨ではネジが弛緩する事もありますので雨水の侵入があれば緩んだネジを締め直してください。●また、鉄の物置では短時間で屋内外の温度差が生じると屋内天井壁に結露水滴が発生落下する事もあります。●庭の道具などの収納が基本です。濡れてはいけない家財を収納しないでください。濡れてはいけない家財を収納する場合は樹脂製の容器などに保管してください。

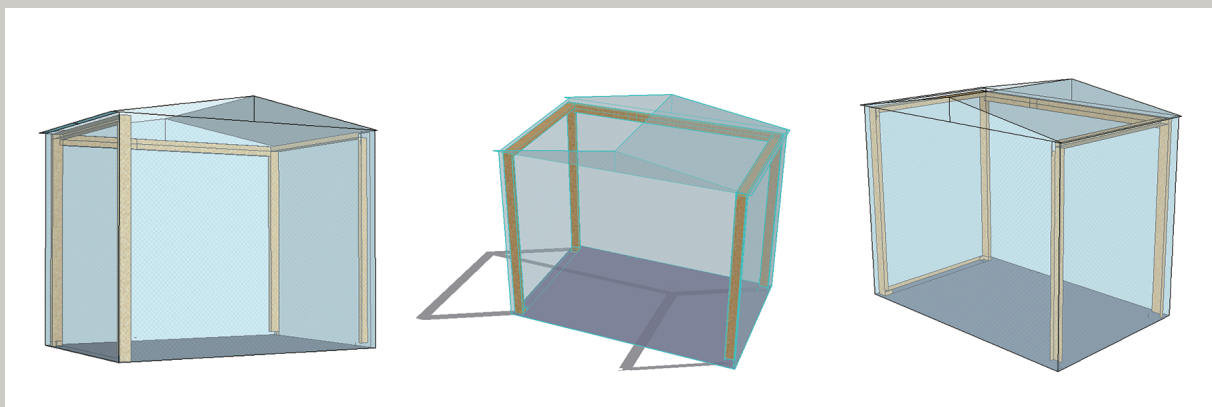
錆びやすい金具や接合ネジについて



ユーロ物置は社会システムに於ける持続可能性の思想(Sustainability) で作られています。

ユーロ物置®は、オーストラリアのブルースコープスチール社の高張力鋼板を使い、ジ
ンクロームメッキ処理により、30年をはるかに超える防錆性能を誇ります。ユーロ物置®
がこの写真の状況に至るのは遙かに永い年月が必要です。その一方でネジや金物など
は世界中どこでも入手可能な安価な部品としています。交換できる金属類は比較的短
時間で錆びますが、なんら使用上問題はありませんし、その気になれば容易に取り替え
ができます。そして永きにわたり、美しい空間を眺めることができます。

法令の位置付け



木製棚を支柱に換える事も可能ですし柱は1本でも施工令40条を満たしますので法令遵守をお勧めいたします。

ユーロ物置[®]は「建築物」となり、建築基準法が適用されます。加えて各地域の都市計画法、建築協定、条例などのご確認を販売店や行政機関で確認してください。構造に使用する鉄製品においてはJIS規格(日本工業規格)が適用されるので適合していませんのでユーロ物置[®]の建築基準法の位置付けとしてその構造方法を「木造」としています。●一方10m²以下の物置類の木造建築はその仕様規定が免除されているので、極論ですが木支柱の数量を問わずとも、木造建築として建築基準法上の定義が可能です(施行令40条)。●この「10m²」は確認申請の必要性に関する法律(法6条)と異なり10m²以下の物置でも法令遵守が必要で、お手持ちの木材で対応可能です。販売店ではその木材を「40条KIT」の名称で別途販売サポートしています。あるいは手作りの木製棚類でも施行令40条を満足できます。

Do your style EEplan

www.eeplan.co.jp

ユーロ物置[®]輸入元 〒391-0216
株式会社イープラン 長野県茅野市米沢3097-10 TEL. 0266-82-5818